公 開 用

第4回 佐世保市福祉有償運送運営協議会 議事概要

開催日時 平成21年10月28日(水)14:00~

出席委員 9名(ほか代理出席1名)

事務局 松尾(保健福祉部)理事兼 福祉事務所長

松本(保健福祉部)次長 兼 生活衛生課長

岩田(保健福祉政策課)課長

島袋(障がい福祉課)課長

石橋(障がい福祉課)課長補佐

前田 (保健福祉政策課) 課長補佐 兼 企画係長

協議対象団体 NPO法人「ほほえみ佐世保」代表(1名)

1. 開 会

2. 委嘱状及び人事発令通知書の交付

3. 会長・副会長の選出

【次のとおり決定した】

会 長	学識経験者	長崎県立大学准教授
副会長	協議会の主宰者である佐世保市の職員	保健福祉部長

4. 会議の公開・非公開

【次のとおり決定した】

会		国土交通省ガイドライン及び本市運営協議会設置要綱第7条に基づ	
	半	き、原則公開とし、議事概要の公開をもって行う。	
	議	ただし協議の過程で個人情報にふれる必要が生じた場合はその時点	
		で非公開とする。ということを、全会一致で決定した。	
柒 車無冊	委員名を「A委員」「B委員」という形で記載して、本市インターネ		
議事概要		ットホームページ等で公開する。	

5. 議事

(1) 福祉有償運送の概要について

- ・事務局から「資料1」「資料3」をもとに概要の説明
- ・事務局からNPO法人ほほえみ佐世保について、これまでの経緯について説明

≪意見・質疑なし≫

(2) NPO法人ほほえみ佐世保の更新登録について

- NPO法人ほほえみ佐世保から、更新登録の申請にあたり、現況についての説明
- ・事務局から「資料2」「資料3」をもとに、登録要件に合致していることの報告と更新登録にあたっての議論のポイントについて説明

≪質疑応答≫

- (A委員) 使用車両は7台となっているが、登録名簿に登録されている方は、住所が点在している。遠距離の送迎となると大変だと思うが、ボランティアの地区割りは決めてあるのか。
- (団体代表) 地区割り担当としては決めていない。運転者に登録しているボランティア自身も人工透析を受けているので、遠方まで送迎するのは難しい。現在、ボランティア登録している方は5km以内に多いが、遠距離の公共交通の便が悪い方ほど重症の方が多く、ボランティアの方がいない状態にある。佐世保で運転者の登録要件である講習会が開催されれば、ボランティアの方も、もう少し確保できるのではないかと考えている。
- (**B委員**) 運送区域の備考欄には、「自宅から病院、病院から自宅」となっているが、病院から の帰りに買い物に行きたいという要望はあるか。
- (団体代表) 要望はあるかもしれないが、この福祉有償運送ではできないことになっている。使用車両には、道路運送法施行規則により、福祉有償運送の車両であることを分かりやすく表示をするようになっているので、もし、買い物をしている車両があれば、当事業所に通報していただければ指導する。
- (C委員) 「旅客の名簿」の運送を必要とする理由欄に、「イ 身体障害者」「ニ その他(内部 障害者等)」とあり、「ニ」には印が記入されているが「イ」には記入されていない。「身体状況、様態ごとの会員数」の書類と比較すると、「イ」にも印の記入が必要だ と思う。
- (事務局) これまでは「ニ その他 (内部障害等)」のみで対応していた。「ニ その他 (内部障害者等)」に該当される方は身体障害者手帳を所持されているので、「イ」「ニ」の両方に記載すべきであり、今後、そのように指導する。
- (**D委員**) ①宣誓書の「保険(共済)の種類の補償金額」に記載するようになっているが、記載がない。補償金額の額はどうなっているのか。
 - ②「運行管理の責任者」について資格としては、一般の資格が必要なのか。

(団体代表) ①保障については、無制限である。

(E委員) ① (団体代表の回答を受け) 補償金額の欄は、無制限に記載をお願いする。

(C委員) ②事業所名での資格、もしくは、個人が所定の講習を受けて安全運転管理者となる場合がある。

- (**F委員**) ①対象者の住所に、佐世保市外の方がいるが、運行区域は佐世保市内となっている。 居住は佐世保市内なのか。
 - ②運転者の介助については、どのように対応されているか。
- (代表団体) ①市外であるが、通院している病院が佐世保市内である。

「発着地点のいずれかが区域内」となっているので、佐世保市内の病院に市外から通院される方も行っている。住所地に透析の病院があればいいが、透析できる病院は限られている。

- ②原則として、運転者は車から降りず、家族の方か病院の方に介助をお願いしている。乗り降りについての介助は行っていない。他県で介助時の事故で裁判になったケースもあり、ボランティアには周知している。介助が必要となれば、ヘルパーの資格を取得しなければならないのだろうが、そこまで介護タクシーのようにはできない。
- (事務局) ②国土交通省からの通知で、運送の区域についての解釈がある。「運送の区域は旅客の発地または着地のいずれかが運送の区域内にあることを要する」となっている。発地または着地のいずれかが佐世保市内にあればよいということになる。

(3)採決

【次のとおり決定した】

NPO法人「ほほえみ佐世保」が行う、福祉有償運送の更新登録について合意する。

全会一致

なお、指摘のあった書類への未記入分については、記載事項の該当欄に 記入すること。

(4) 今後のスケジュールについて

- ① 運営協議会の主宰者である佐世保市長名で、申請者であるNPO法人「ほほえみ佐世保」に対して、運営協議会において協議が調ったことを証する書類(様式第3号)を交付する。
- ② 今後のスケジュールとして、平成22年3月の佐世保市と江迎町、鹿町町との合併に伴い、運送区域の変更登録について協議会での合意が必要になる為、合併後、来年度に開催を予定している。

6. 閉 会

(以 上)